

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更した旨届出があった。

平成28年9月13日

県南広域振興局長 堀 江 淳

1(1) 届出事項の概要

ア 届出者の氏名又は名称

(ア) イオンタウン株式会社

(イ) DCMホームマック株式会社

(ウ) JA三井リース株式会社

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 江刺ツインプラザ 奥州市江刺区八日町一丁目300番地

ウ 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

エ 変更の年月日 平成28年3月31日ほか

オ 変更の理由 建物設置者の代表者の変更のため

(2) 届出年月日 平成28年8月26日

(3) 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び奥州市役所

2(1) 届出事項の概要

ア 届出者の氏名又は名称

(ア) イオンタウン株式会社

(イ) DCMホームマック株式会社

(ウ) JA三井リース株式会社

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 江刺ツインプラザ 奥州市江刺区八日町一丁目300番地

ウ 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

エ 変更の年月日 平成28年5月20日

オ 変更の理由 小売業者の代表者の変更のため

(2) 届出年月日 平成28年8月29日

(3) 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び奥州市役所

3(1) 届出事項の概要

ア 届出者の氏名又は名称

(ア) マックスバリュ東北株式会社

(イ) 株式会社サンデー

(ウ) イオンタウン株式会社

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオンタウン北上 北上市里分4地割17番地2ほか

ウ 変更した事項

(ア) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(イ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

エ 変更の年月日 平成28年5月20日

オ 変更の理由

(ア) 建物設置者の代表者の変更のため

(イ) 小売業者の代表者の変更のため

(2) 届出年月日 平成28年8月29日

(3) 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び北上市役所